

第五十九号議案

東京都駐車場条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都駐車場条例の一部を改正する条例

東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第五百十一号）第二条第七号に規定する駅又は軌道
法施行規則（大正十二年^{内務}鉄道省令）第九条第一項第十一号に規定する停留場（以下これらを「鉄道駅等」という。）から

おおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が
図られていると認める場合

第十七条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項
第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な荷さばき
のための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設
の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の四第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な荷さばきのための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の八を次のように改める。

(駐車施設の附置等に関する特例)

第十七条の八 特別区又は市が、次に掲げる区域内において、建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を定めた場合であつて、当該区域が駐車場整備地区等、周辺地区及び自動車ふくそう地区内に存するときは、当該区域内においては、第十七条から第十七条の五までの規定は適用しない。

一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第一項の規定により特別区又は市が作成した低炭素まちづくり計画（同条第三項第一号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。）における同号に規定する駐車機能集約区域

二 都市再生特別措置法第四十六条第一項の規定により特別区又は市が作成した都市再生整備計画（同条第十四項第三号ハに規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。）における同条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域

三 都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により特別区又は市が作成した立地適正化計画（同条第六項第三号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。）における同項第一号に規定する駐車場配置適正化区域

第十七条の九第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同条第四項中「駐車機能集約区域の」を「前条各号に掲げる区域の」に、「当該駐車機能集約区域内」を「当該区域内」に、「前条」を「同条」に改める。

第十八条の二中「前条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者又は」を削り、「敷地外に」の下に

「駐車施設を設置しようとする者又は前条第一項及び第二項の規定により」を加える。

第十九条の二第一項第一号中「定められている区域」の下に「、鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域の特性に応じた駐車場整備の更なる促進を図るため、鉄道駅等の周辺の区域における駐車施設の附置義務の例外に関する規定を新たに設けるほか、所要の改正を行う必要がある。